

●香川県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年3月22日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 大浜仁尾線（234号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市仁尾町家の浦字下家の浦 133番地先から	前	8.0~12.0	630	設計変更に伴う一部 区域の追加による区 域変更並びに当該変 更により追加された 区域及び平成15年香 川県告示第231号で 変更した区域の一部 の供用開始
三豊市仁尾町家の浦字下家の浦 78番地先まで	後	9.4~76.0	630	

- 4 供用開始の期日 平成23年3月30日